

(地Ⅲ100F)

平成28年8月12日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

ダニ媒介感染症に係る注意喚起について

今般、北海道においてダニ媒介脳炎患者の発生が確認されたことから、ダニ媒介感染症の注意喚起について、別添の周知方依頼が厚生労働省より本会宛ありました。

本件は、ダニ媒介脳炎や重症熱性血小板減少症候群（SFTS）を含むダニ媒介感染症は、ダニに咬まれない予防措置を講じると共に、もし発症した場合には早期に医療機関を受診し適切な治療を受けることが重要であることをあらためて周知するとともに、感染症法の規定に基づく届出対象のダニ媒介感染症の患者を診断した場合の保健所への届出の徹底について求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事務連絡
平成28年8月10日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

ダニ媒介感染症に係る注意喚起について

今般、北海道においてダニ媒介脳炎患者の発生が確認されたことから、別紙のとおり北海道庁が関係機関に対し注意喚起を行っているところです。ダニ媒介脳炎や重症熱性血小板減少症候群（SFTS）を含むダニ媒介感染症に関しては、ダニに咬まれない予防措置を講じると共に、もし発症した場合には、早期に医療機関を受診し、適切な治療を受けることが重要であることを、従前より周知してきたところです。本事例を踏まえ、厚生労働省としては、ダニ媒介感染症について、改めて注意喚起を行うこととします。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく届出対象のダニ媒介感染症の患者を診断した場合には、保健所への届出をよろしくお願いいたします。

貴会会員への周知につきまして御配慮の程お願いいたします。

別紙：平成28年8月10日付け北海道保健福祉部健康安全局地域保健課長通知

参考：ダニ媒介脳炎に関するQ&A

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou18/mite_encephalitis.html

地保第1847号
平成28年8月10日

各総合振興局（振興局）保健環境部長 様
各地域保健室長

保健福祉部健康安全局地域保健課長

ダニ媒介脳炎患者の発生に伴う注意喚起について

ダニ媒介脳炎については、平成22年6月16日付け健全第1531号により、道内の一部地域においてウイルスの流行巣が確認されたこと及びQ&Aについて通知しているところですが、先頃、道内で新たな患者の発生が確認されましたのでお知らせします。

つきましては、添付の通知文（案）により、ダニ媒介感染症の予防方法等に係る住民への周知啓発について、貴部（室）管内の市町村に通知いただくとともに、貴部（室）管内の関係医療機関及び郡市医師会宛て、ダニ媒介脳炎を含むダニ媒介感染症の届出基準について、改めて周知願います。

なお、医療機関から、ダニ媒介感染症を疑う症例に係る検査の相談を受けた場合は、道立衛生研究所等の検査実施機関との調整をしますので、当課宛て連絡願います。

記

1 患者概要

- (1) 年齢及び性別 40代（男性）
- (2) 発症経過 平成28年7月中旬、道内でダニに咬まれ、発症。
- (3) 症状 発熱、筋肉痛、麻痺、意識障害、痙攣、髄膜炎、脳炎
- (4) その他 渡航歴無し。

2 添付資料

- (1) 平成22年6月16日付け健全第1531号「ダニ媒介脳炎に関する情報提供について」
- (2) 届出基準（回帰熱、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、ダニ媒介脳炎、日本紅斑熱、ライム病）

（参考）

- ダニ媒介感染症について（北海道保健福祉部健康安全局地域保健課のHP）
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/ticks.htm>
- 感染症法に基づく医師の届出基準について
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/kekkaku-kansenshou11/01.html

感染症・特定疾患グループ
担当：島田
内線：25-519

地保第1847号
平成28年8月10日

札幌市
旭川市
小樽市
市立函館

保健所長様

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課長

ダニ媒介脳炎患者の発生に伴う注意喚起について

ダニ媒介脳炎について、今般、道内で新たな患者の発生が確認され、各道立保健所宛て、別添のとおり通知しましたのでお知らせします。

貴市におかれましても、住民への注意喚起や関係医療機関及び貴市医師会への周知等について、よろしくお願ひします。

感染症・特定疾患グループ

担当：島田

内線：25-519

(市町村宛て文例)

〇 〇 〇 第 号
平成 2 8 年 8 月 日

〇〇 様

〇〇総合振興局保健環境部長・〇〇地域保健室長

ダニ媒介感染症の予防等について

道内では、例年、ダニ媒介感染症の発生が報告されています。本年4月以降にも、ライム病2件、回帰熱3件の報告があり、先頃、ダニ媒介脳炎の発生届があったところです。

つきましては、住民に対し、マダニが多く生息する場所に入る際の予防等について注意喚起をお願いします。

記

<ダニ媒介感染症について>

マダニに咬まれることで感染します。人から人へは感染しません。

- (1) マダニに咬まれないようにするには、マダニが多く生息する場所（草むらや藪など）に入る際に、長袖・長ズボンを着用するなど、肌の露出を少なくすることが大切です。
- (2) マダニに咬まれたら、無理に引き抜こうとせず、医療機関で処置（マダニの除去、洗浄など）をしてもらいましょう。

また、マダニに咬まれた後、数週間程度は体調の変化に注意をし、発熱等の症状が認められた場合は医療機関で診察を受けてください。

(参考)

- 〇 ダニ媒介感染症について（北海道保健福祉部健康安全局地域保健課のHP）
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/ticks.htm>

〇〇課〇〇係
担当：〇〇
電話：〇〇-〇〇-〇〇

(医療機関、医師会宛て文例)

〇 〇 〇 第 号
平成 2 8 年 8 月 日

〇〇 様

〇〇総合振興局保健環境部長・〇〇地域保健室長

ダニ媒介感染症について

本道における感染症対策の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

道内では、例年、ダニ媒介感染症の発生が報告されています。本年4月以降にも、ライム病2件、回帰熱3件の報告があり、先頃、ダニ媒介脳炎の患者1名が発生しました。

ダニ媒介感染症（回帰熱、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、ダニ媒介脳炎、日本紅斑熱、ライム病）については、感染症法の規定に基づく四類感染症に指定されていますので、患者を診断した場合は、保健所宛ての届出について、改めてよろしく願います。

なお、ダニ媒介感染症に係る検査については、下記担当宛てお問い合わせください。

記

1 患者概要

- (1) 年齢及び性別 40代（男性）
- (2) 発症経過 平成28年7月中旬、道内でダニに咬まれ、発症。
- (3) 症状 発熱、筋肉痛、麻痺、意識障害、痙攣、髄膜炎、脳炎
- (4) その他 渡航歴無し。

2 添付資料

届出基準（回帰熱、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、ダニ媒介脳炎、日本紅斑熱、ライム病）

(参考)

- ダニ媒介感染症について（北海道保健福祉部健康安全局地域保健課のHP）
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/ticks.htm>
- 感染症法に基づく医師の届出基準について
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/kekaku-kansenshou11/01.html

〇〇課〇〇係
担当：〇〇
電話：〇〇-〇〇-〇〇